

(仮称)ダイレックス屋島店・シャトレゼ屋島店 (No.1272)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年1月26日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和5年9月22日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイレックス屋島店・シャトレゼ屋島店
高松市屋島西町百石1960番2 外
- 3 法第8条第2項の規定により住民等から聴取した意見の概要
(意見の概要)
○ 当店舗は交差点に近く、前面道路の交通量が多いため、右折出庫禁止を徹底してほしい。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和6年1月26日から令和6年2月26日まで